



お客様用

# EneTelus-cloud（エネテラスクラウド） 利用約款

ご利用にともなう大切な事項が記載されています。  
内容を十分にご確認のうえ、ご利用いただくようお願いいたします。

 **ダイヤゼブラ電機株式会社**

## 第1章 総則

### (本約款の適用)

第1条 本約款は、ダイヤゼブラ電機株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する EneTelus-cloud サービス（以下、「本サービス」といいます。）を利用する全ての個人又は法人との間の本サービスの利用に関して適用されるものとします。申込者は、本サービスの利用契約の申込の前に必ず本約款の内容を確認するものとし、本サービスの利用契約の申込の時点で本約款の内容を承諾したものとみなします。

### (本約款の変更)

第2条 当社は、一定の予告期間において当社所定の方法で利用者に通知することにより、本約款を随時変更することができるものとします。この場合、当該予告期間内に、利用者からの本サービスの利用を終了する旨の通知が当社に対して到達しないときは、当該変更につき利用者による承諾があったものとみなします。

2. 前項の場合、利用者に対して原則変更後の本約款を適用するものとします。

### (用語の定義)

第3条 本約款で使用する用語の定義は、別段の定めがない限り、次のとおりとします。

本通信ユニット等	当社が販売する本サービスのために利用者へ提供するデータ送受信の通信端末一式（取扱説明書等を含む）をいいます。
申込者	本サービスの利用契約の申込をする個人又は法人をいいます。
利用者	本サービスの利用契約を締結した、本サービスを利用する全ての個人又は法人をいいます。
本サイト	利用者が、本サービスの利用及び本サービスに関する各種手続のために使用する当社が管理・運営するインターネット上のウェブサイトをいいます。
発電情報等	本通信ユニット等から利用者へ送信された当社製品の稼働及び発電情報等に関するデータをいいます。

## 第2章 本サービスの提供

### (本サービス利用の申込)

第4条 本サービスの利用契約の申込を行う場合、申込者は、本サイトを通じ、当社が指定する必要事項を入力します。

2. 当社は、申込者による前項に基づく申込に関する通知を受領した時点で、本サービスの利用契約の申込があったものとみなします。

3. 本サービス利用契約は、原則、発電所毎に締結するものとします。

4. 利用者は、利用契約毎に契約手数料を支払うものとし、当該手数料は、第11条に規定する本サービス利用料金等の一回目の支払いに加算されるものとします。

### (利用契約の承諾・成立)

第5条 本サービスの利用契約は、当社が申込者から受けた申込を承諾したときに、当社と申込者との間に成立するものとします。この場合、当社は当社所定の方法により承諾した旨の通知を申込者に対して行います。

2. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの利用契約の申込時に虚偽の事項を当社に通知した場合
- (2) 第 11 条に規定する本サービス利用料金等の支払を怠るおそれがあると当社が判断した場合
- (3) 過去に不正使用等により本サービスの利用契約若しくは当社が提供する本サービス以外のサービスに係る契約が解除されたことがある場合、又は本サービス若しくは当社が提供する本サービス以外のサービスの利用を停止されたことがある場合
- (4) その他本サービスの利用契約の申込を承諾することが、技術上又は当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

3. 利用者は、本サービスを利用するにあたり、自己の費用と責任において、必要な利用端末設備を準備しかつ接続サービスへ加入するとともに、本サービスを利用する期間中、これらを維持するものとします。

#### **(本サービスの内容)**

第 6 条 本サービスの内容は、第 3 条に規定する発電情報等を提供するサービスとなります。

2. 当社は、利用者の発電情報等を 5 年間保管し、当該期間を過ぎた場合は、削除することができます。

#### **(本サービスの提供)**

第 7 条 当社は、本通信ユニット等及び当社が利用している電気通信事業者が提供する通信回線網又は利用者の構内通信網を利用し、本サービスを提供します。

2. 当社が利用している電気通信事業者の提供する携帯電話の利用圏外及び携帯電話の電波が受信できない場所、又は電波状態が不安定な場所でのサービス提供を行うことができない場合があります。

#### **(提供区域)**

第 8 条 本サービスの提供区域は、日本国内とします。

#### **(譲渡等)**

第 9 条 利用者が本サービスの利用契約上の地位又は本サービスの利用契約により生じる利用者の権利義務を第三者に譲渡又は承継する場合は次のとおりとします。

- (1) 利用者又は譲渡後の利用者は、本サイトに記載の手続きに従って変更手続きを行います。
- (2) 譲渡後の利用契約は、第 4 条及び第 5 条に規定する本サービスの利用申込、承諾により成立するものとします。
- (3) 譲渡後の利用者による本サービスの利用期間は、譲渡前の利用契約の残存期間とします。
- (4) 譲渡前の利用者は、利用契約の解約を行うものとします。但し当該解約がない場合、当社は、譲渡後の利用契約の成立の時をもって、譲渡前の利用者との契約を解除し、本サービスの提供を終了します。

#### **(利用者の名称等の変更)**

第 10 条 利用者は、利用者の氏名、名称、又は住所等申告した事項に変更が生じた場合は、当社の指定する方法にて速やかに当社へ届け出ることとします。

2. 当社は、利用者が前項に定める当社への届出を怠ったことにより利用者又は第三者が被った損害について、当社の故意又は重過失がある場合を除き責任を負わないものとします。

#### **(利用料金等)**

第 11 条 利用者は、本サービスの利用契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した月から本サービスの利用契約が終了した月までの期間について、別に定める利用料金、手数料及び消費税（以下、「本サービス利用料金等」といいます。）を当社に対して支払うものとします。

2. 本サービス利用料金等の支払は、当社の指定するクレジットカード（利用者が、当社の指定するクレジットカード

発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等に基づいてカード会社より貸与されたもの又は使用を認められたものに限り、当社の定めた日に、翌月分の本サービス利用料金等が当社に払い込まれるものとします。

3. 利用者は、本サービス利用料金等を支払期日までに支払わない場合、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、未払料金につき年 14.6%の割合の遅延損害金を支払う義務を負います。
4. 本約款第 15 条又は第 17 条の規定により、本サービスの提供を終了した場合であっても、当社は、本サービス利用料金等の返金又は減額等を行いません。

#### **（本サービスの提供開始・利用期間）**

第 1 2 条 当社は、次の時期に、利用者に対して本サービスの提供を開始するものとします。

- (1) 申込者が、本サービスの利用契約の申込を毎月 20 日までにを行い、かつ、同月 21 日までに前条のクレジットカード決済による払込みが当社において確認できた場合 当該申込月の翌月 1 日
- (2) 申込者が、本サービスの利用契約の申込を毎月 21 日以降に行い、かつ、翌月 21 日までに前条のクレジットカード決済による払込みが当社において確認できた場合 当該申込月の翌々月 1 日
2. 本サービスの利用期間は、当社が本サービスの提供を開始した月から最長 10 年間とし、当該期間満了前に当社は、一定の予告期間において当社所定の方法で利用者に通知します。
3. 利用者が本サービスの継続利用を希望する場合は、当社所定の方法により、継続利用申込を行うものとします。但し、継続利用の申込がない場合、当社は、本サービスの利用期間満了時に、本サービスの提供を終了します。

#### **（本サービス提供の一時停止）**

第 1 3 条 当社は、次のいずれかの場合、利用者に事前に通知することなく、本サービスの提供を一時停止することができるものとします。

- (1) 本サービス提供に必要な定期又は緊急保守を行う場合
- (2) 地震、台風、洪水、津波、噴火等の自然災害、感染症の発生、戦争、内乱、暴動等の不可抗力及び火災、停電が発生した場合
- (3) 第三者による攻撃及び不正行為が発生した場合
- (4) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を停止した場合
- (5) その他やむを得ない事情が発生した場合
2. 当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を一時停止することができるものとします。
  - (1) 利用者による本サービス提供に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用又は運営に支障を与える行為があった場合
  - (2) 利用者が行政機関又は司法機関による業務停止の命令、決定、処分等を受けた場合
  - (3) 利用者への連絡が不能となった場合
  - (4) 利用者が本サービス利用料金等を支払期限内に支払わなかった場合
  - (5) その他合理的な理由により本サービスの利用制限が必要と当社が判断した場合

#### **（当社による作業）**

第 1 4 条 利用者は、当社又は当社により委託された第三者が利用者の依頼に基づいて、利用者に代わり管理画面を操作し、本サービスの利用に必要な各種作業を行うことを予め承諾するものとします。

## 第3章 本サービス利用の解除及び廃止等

### (本サービス利用の解除)

第15条 当社は、利用者が本約款に違反し、又は本サービスにおける債務を履行せず、当社が期間を定めて催告したにもかかわらず期間内に是正されない場合には、本サービスの利用契約を解除することができるものとします。

2. 当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合には、催告をすることなく、本サービスの利用契約を直ちに解除することができるものとします。

(1) 第19条及び第21条の規定に違反した場合

(2) 本サービス利用料金等を2ヶ月分連続して支払わなかった場合

3. 本サービスの利用を解除した場合、当社は、発電情報等を削除することができるものとし、かかる解除又は削除について、利用者に対して、何らの責任も負うものではありません。

### (本サービスの廃止)

第16条 当社は、当社の都合により本サービスを廃止することができるものとします。この場合、当社は、利用者に対して、本サービス廃止の6か月前までに当社所定の方法により、通知するものとします。但し、緊急でやむを得ない場合はこの限りではありません。

2. 前項の通知は、通知発信後1か月経過した時点ですべての利用者へ通知したものとみなされるものとします。

3. 第1項に規定する通知記載の本サービス廃止の日時をもって当社と利用者との間の本サービスの利用契約は終了するものとします。

### (利用者が行う契約の解約)

第17条 利用者は、当社所定の方法により、毎月20日までに本サービスの利用契約の解約申込を行うことにより、当該解約申込月の末日をもって本サービスの利用契約を解約できるものとします。

## 第4章 利用者の遵守事項・禁止行為

### (利用者の遵守事項)

第18条 利用者は、本サービスを利用して受信し又は送信する情報については、自ら本サービス用設備の故障による消失を防止するための措置をとるものとします。

### (利用者の禁止行為)

第19条 利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号の行為を行わないものとします。違反した場合、当社は、第15条に基づき本サービスの利用を解除するとともに、当社に生じた損害を請求できるものとします。

(1) 本サービスにより利用し得る情報を改竄し又は消去する行為

(2) 本サービスの利用目的以外の目的で本サービスの全部又は一部を利用する行為

(3) 当社及び第三者に不利益若しくは害を与える行為

(4) 当社及び第三者の権利を侵害する行為

(5) 公序良俗に反する行為

(6) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム又は情報等を送信、掲載又は書込む行為

(7) 本サービスを利用して本サービスと同様又は類似のサービスを第三者に提供する行為

(8) 他の利用者のIDを不正に取得若しくは使用し、又は他の利用者若しくは自己のIDを不正に他の利

用者若しくは第三者に使用させる行為

(9) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為

(10) その他本サービスを妨げる行為

#### **(非保証・免責)**

第20条 当社は、次の各号について一切の保証又は責任を負わないものとします。但し、当社に故意又は重過失があった場合には、この限りではありません。

(1) 利用者の端末設備又は接続サービス等に起因する利用者の情報及び記録の消失等一切の不具合

(2) 本サービスの利用に起因する利用者の端末設備及びその周辺機器に生じた不具合

(3) 本サービスの利用により得た情報等の完全性、正確性、又は有用性

(4) 本サービスの利用により利用者と第三者との間で生じた紛争

(5) 本サービスの内容変更、停止、終了等により利用者が生じた損害

(6) 利用者が本サービスの利用により得た情報を第三者に開示することにより利用者が生じた損害

(7) 利用者が本約款の規定に違反したことに起因する一切の損害

(8) その他本サービスの利用に関する一切の損害

## **第5章 雑則**

#### **(反社会的勢力の排除)**

第21条 申込者及び利用者は、自己又は自己の代表者、役員、従業員等若しくは実質的に経営権を有するものが、本サービスの利用契約の申込時において、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員

(3) 暴力団関係企業

(4) 暴力団準構成員

(5) 総会屋等、社会運動・政治運動等標榜グループ又は特殊知能暴力集団等

(6) その他前各号に準ずる者

2. 本サービスの利用契約締結後、利用者が当社の調査等で次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当社は、第15条に基づき本サービスの利用契約を解除することができるものとします。この場合、当該解除によって利用者に損害が生じても、当社はその損害を賠償する責任を一切負わないものとします。

(1) 前項に基づいて表明し、保証した内容が事実と相違することが判明した場合

(2) 自己又は自己の代表者、役員、従業員等若しくは実質的に自己の経営権を有する者が、前項の各号のいずれ者と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明した場合

(3) 自己又は自己の代表者、役員、従業員等若しくは実質的に経営権を有する者が、自ら又は第三者を利用して、本契約に関し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用い、又は法的な責任を超えた不当な要求などを行った場合

#### **(取得情報の取扱い)**

第22条 利用者は、本サービスの利用に関して当社が取得した申込者及び利用者の情報（以下、「個人情報」と

います。)並びに発電情報等を当社が次の各号の目的の範囲内において利用することをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 本人確認、本サービス利用料金等の請求、本サービスの停止及び契約解除の通知等本サービス提供に係る通知
  - (2) 本サービスの提供条件変更のお知らせ
  - (3) 本サービスの改善又は新たなサービスの開発
  - (4) 本サービス及び当社の他サービスの利用に係るサービス・製品等のお知らせ、販売推奨、アンケート調査、景品等の送付
  - (5) 本サービスの点検・保守等、適切な本サービス提供を維持するために必要な業務の実施
  - (6) 本通信ユニット等を含む当社製品の適切な保守・点検・修理等
  - (7) 市場調査、又は発電状況に関する統計作成その他各種統計処理
  - (8) その他本項各号に付帯関連する業務の実施
2. 当社は、法令等に基づき、裁判所・行政機関等の公的機関から開示の要請があった場合には、利用者の個人情報を当該公的機関に提供することがあります。
  3. 本サービスの提供を終了した後も、本条第1項第6号の目的のため、当社は個人情報を保有することができるものとします。
  4. 当社は、利用者本人からの個人情報の開示、利用停止又は削除を求められた場合、法令に基づき対応します。利用者は、かかる個人情報等の利用停止又は削除により本サービスを利用できなくなる場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。

#### **(取得情報の第三者への提供)**

第23条 当社は、前条の目的のために、当社グループ会社により対応することが適切であると当社が判断した場合、当社グループ会社と個人情報及び発電情報等を共同利用することがあります。この場合においても、利用者が提供した情報は、当社が管理責任を有します。

#### **(当社業務の委託)**

第24条 当社は、本サービスの利用に関する当社の業務の一部を、当社の責任において当社の業務提携先に委託できるものとします。

2. 前項の場合、当社は第22条第1項の目的のために必要な範囲において、個人情報及び発電情報等の取扱いを当該業務委託先に委託することがあります。
3. 前項の場合には、当社は、当該委託先において当該個人情報及び発電情報等が適切に管理されるよう当該委託先を監督するものとします。

#### **(準拠法)**

第25条 本約款は日本法を準拠法とし、日本法にしたがって解釈されるものとします。

#### **(紛争の解決)**

第26条 本約款に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に従い利用者及び当社間にて協議し、円満に解決を図るものとします。

2. 本約款に関し、訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **(分離可能性)**

第27条 本約款のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

**(甲乙別途合意による利用契約)**

第28条 利用者が本サービスの利用契約の申込を、甲乙が別途合意する方法により行った場合であっても、本サービスの利用にあたっては、本約款を適用します。

2. 前項に定める甲乙間の別途合意において、本約款と異なる内容を取り決めた場合は、当該甲乙間の合意が本約款に優先します。

**(附則)**

第29条 本約款は、平成28年2月1日に策定され同日より実施します。

本約款は、令和元年9月24日に改定し、同日より実施します。

本約款は、令和3年10月8日に改定し、同日より実施します。

本約款は、令和6年9月2日に改定し、同日より実施します。